

附記 本稿執筆にあたり、短期間に参考史料調査を実施し貴重な情報を提供して下さった本学総合図書館スタッフ各位に対し、心からなる感謝の意を表する。

自尽 斬罪 梟示 磔

右之罪名ニ当ル分ハ当省へ伺出断定相成候事且斬ヨリ以上經 天裁候事

(前掲『法令全書』明治二年・三三頁)

これにより刑法官は、府藩県の手限仕置を笞刑徒刑に限定し、流刑以上は何を義務づけた。奏裁を要するのは死刑以上で変更はない。この遣り取りは弾正台と刑部省との間になされたもので、他の官庁、府藩県には直接は及ばない。しかし刑部省は何らかの方途で、この新方針を各地に広めたものであろう。

(78) 死体塩詰(死骸塩詰)は御定書に成文があり、主殺し、親殺し、関所破り、重謀計の四罪に際し、被疑者が牟死した場合、判決まで死体を塩で防腐処理し、判決後磔に掛けた(『徳川禁令考』後集第四・昭和三五年二月・一六三―四頁)。

(79) 通貨偽造や行使の厳罰化を定める「偽造宝貨律」は、明治三年七月二日、太政官から府藩県に達せられた(『法令全書』明治三年・二五七頁)。同律は、偽造行使既遂の場合、従犯を斬としており、⑥⑦の量刑はこれに一致する。しかし下達日の翌日が執行日であり、本件処刑が同律に依るものか否かを判断しうる史料は見いだし得なかった。なお同律に関しては、霞信彦「矩を踰えて 明治法制史断章」・平成一九年一月所収「通貨偽造は「梟」・三三頁以下、高田久美「明治期の貨幣偽造に関する刑事規制の立法と運用―旧刑法における「法の継受」の位置付け―」(『法学政治学論究』一〇五号・平成二七年六月)・四五頁以下参照。

(80) 明治初年から編纂が予告されていた「新律綱領」が成稿し、「紋柱」と称する絞罪機械の図面が配付されたものであろう(前掲『法規分類大全』刑法門 刑律・一四六頁、前掲手塚論文・九三頁参照)。

(81) 新律綱領は当初「新律提綱」という名称で、明治三年一〇月五日、再訂草案を上申した刑部省が、仮刑律を廃して草案の段階の新律を施行することを求め、許可された(『公文録 庚午十閏十月 刑部省伺』所収「従前ノ仮律ヲ廢シ新律施行伺」)。

(82) 前掲『法規分類大全』刑法門 刑律・二二九頁。

(83) 『山梨県史』第二卷・昭和三四年一月・七二六―七頁。

(84) 『法務図書館所蔵貴重書目録(和書)』・昭和四八年「凡例」6、及び同書五七頁以下の「戦災による焼失図書」参照。

でも記載する。なお先頭行には受刑者の名が入るが、ここでは伏せる。

(73) 『法令全書』明治二年・三一～二頁。

(74) 前掲『山梨県史』第一巻・五五三～四頁。

(75) 刑部省は明治二年七月八日、職員令によつて設置された(前掲『法令全書』明治二年・二四九～六四頁)。

(76) 明治二年七月二八日、甲府県が設置された後に、三部郡政局が廃止され業務は甲府本庁に移管された。石和郡政局は事務の遅れから翌三年三月まで存続し、遠隔地にある谷村出張所は支庁とされ、やはり遠隔地にある市川郡政局も暫定的に事務を継続した(前掲『山梨県史』第一巻・四頁)。

(77) 既述の通り「元年十月晦日布達」では死刑のみ、上裁を仰ぐため刑法官に伺出ることとなっていた。ところが二年八月中、弾正台と刑部省との間で左の遣り取りが行われた。

八月九日(彈正台掛合)

今般御撰定之新刑律落成候得ハ御廻シ有之度若未出来不及候得ハ從來御取用ニ相成候死刑以上ハ經 天裁流何年徒何年且何等之犯罪已下ハ府藩県へ御任セニ相成候哉御手数ニハ候得共右等之御規律書廻シ有之候様致度此段及御掛合候也

(刑部省回答) 八月十日

昨日被申越之新律撰定之上ハ素ヨリ御廻可申候得共未タ編輯不相成候從前之規則ハ別紙之通ニ候猶巨細ハ追テ新律釐正之上ハ御廻可申候依之別紙一通相添御報オヨヒ候也

(別紙)

答罪「從一十至一百」

徒罪「從一年至三年」

但「一年ヲ初トシ半年宛ヲ加ル総テ五等」

右者府藩県手限ニ而断定刑名イタシ候事

流罪 從三年五年七年

但「罪狀ニヨリ流終身ニ科スルモノアリ」

申」の文字が見える（同書・八三頁、八六頁）。

(67) 前掲『山梨県史』第一卷・三四〇〜一、三六二〜四頁。前掲手塚論文・九九〜一〇四頁参照。

(68) 前掲『山梨県史』第一卷・八〇頁には、「刑罰」の冒頭には、

刑罰ニ関スル者立序以來三部「甲府市川石和」代官及ヒ町差配ヲシテ裁判セシメ決ヲ本庁ニ取ル「旧幕府ハ市中ノ刑法ハ勤番支配之ヲ決シ（幕府ノ季世ニ至リ町奉行ヲ置テ之ヲ管ス）其村里ニ関スルモノハ代官之ヲ裁スルヲ以テ制トセリ」而テ其罪名ノ如キハ一二旧ニ拠ル今年ニ係ル処刑中ニ就テ其罪科重キ者及ヒ事變ニ関係アル者数件ヲ録スル左ノ如シ

とあり、編纂時に史料の取捨が行われたことがわかる。

(69) 前掲手塚論文・八一、九六頁参照。

(70) 前掲『山梨県史』第一卷・五四四頁。

(71) 同裁判所設置は明治五年九月一九日である（前掲『司法沿革史』・一九頁）。

(72) 該手続書の一部を左に示す。

□□□□ □□□□ 引廻獄門御仕置手続書

一 御仕置日限来ル十四日ノ事

一刻限ノ儀ハ甲府石和トモ明ヶ六ツ時牢屋引出シ定例ノ場所引廻シノ上場所着先後ニ不拘先へ着ノ方ヨリ直ニ御仕置取計可申事但甲府ノ方ハ境町牢屋ヨリ引出シ柳町へ掛リ夫ヨリ八日町通り山崎御仕置場迄ノ事

(以下略)

(前掲『山梨県史』第一卷・七七九頁)

手続書は続けて、引廻、刑の準備と執行、執行後の見張り等に使役される特殊民の人数、用意する捨札、紙職の寸法、材質ま

(59) 前掲『法規分類大全』刑法門 刑律・一一五～六頁。

(60) 前掲手塚『明治刑法史の研究(中)』所収「明治初年の神奈川県刑法——新律綱領頒行以前の臨時刑法典と徒刑制度」・三頁以下、「明治初年の東京府刑法——附・明治三年東京府刑刑人員表」・三五頁以下、「明治初年の和歌山藩刑法」・一一七頁以下参照。

(61) 前掲『山梨県史』第一卷・七六〇～三頁。◇内は、甲斐府の指令であり、『山梨県史料』では朱書きである。また史料中に見える人名のうち、久保島豪蔵は高島藩士。慶応四年五月二十七日、東海道副総督府参謀御用掛に任ぜられ、六月に役を免ぜられるが、二年一月八日、退任した町差配名倉予何人の後を受け、権判事補市政掛となった(前掲『山梨県史料』官員履歴一)。

(62) 前掲手塚論文・八三頁以下参照。

(63) 前掲『山梨県史』第一卷・七六五～七三頁。

(64) 前掲手塚論文・八〇～三、九一～三頁参照。

(65) ここにいう大赦令は以下の通り。

一月十五日

今般 朝政御一新ノ御場合今十五日 御元服之 御大札被為行御仁恤之 聖慮ヲ以天下無罪之域ニ被遊度候間是迄有罪不可容者ト雖モ 朝敵ヲ除之外一切大赦被仰出候於国々モ不漏様施行可有之候尤向後弥以賞罰厳明ニ被遊候ニ付厚御趣意ヲ体認致シ行届候様可仕旨 御沙汰候事

(『法令全書』 明治元年・一一頁)

関東以北では施行が遅れ、六月にいたって速やかな施行が命ぜられた(前掲『法令全書』明治元年・一八四頁)が、甲斐では、本文で言及した案件の口書中に「五月二十七日出牢」(前掲『山梨県史』第一卷・八五頁)と見え、この頃に大赦が実施されたものと思われる。

(66) 前掲『山梨県史料』には何側、指令側に関する記載は一切ないが、前掲『山梨県史』第一卷には「町差配ヨリ」「鎮撫府二具

- (40) 『復古記』第六冊・昭和四年二月・七五九頁。
- (41) 前掲『山梨県史』第一卷・二六四～五頁。
- (42) 『復古記』第七冊・昭和五年二月・四九五～八頁。
- (43) 同前書・四九八～九頁。
- (44) 前掲『山梨県史』第一卷・二六五頁。
- (45) 前掲手塚論文・七〇頁参照。
- (46) 前掲『山梨県史』第一卷・二六九～七一頁。
- (47) 同前書・三頁。『復古記』第八冊・昭和五年一月・七四〇～一頁では、十月二十八日の記事に、「甲斐府ヲ置キ、滋野井公壽ヲ以テ知事ト為シ、甲斐鎮撫使柳原前光ヲ罷メ、府中、市川、石和ノ三県ヲ廢ス」とあり、二十九日達書として甲斐府に宛て「今般其府御取建ニ付テハ、甲斐国諸県被廢、以後御領一円、其府可為管轄旨被 仰出候事」とある。
- (48) 前掲『山梨県史料』官員履歴一。
- (49) 同前。枢密院文書「枢密院高等官軼免履歴書明治ノ一」。
- (50) 前掲『山梨県史料』官員履歴一。
- (51) 『司法沿革史』・昭和一四年一〇月・五頁。前掲『山梨県史料』官員履歴一。大植四郎『明治過去帳〈物故人名辞典〉』・昭和一〇年一二月・五九〇頁。
- (52) 前掲『山梨県史』第一卷・三～四頁。
- (53) 同前書・四頁。
- (54) 同前書・五頁。
- (55) 『復古記』第五冊・昭和四年一月・四四八～五三頁。
- (56) 『法規分類大全』刑法門 刑律・一四頁
- (57) 同前。
- (58) 手塚豊『明治刑法史の研究(上)』・昭和五九年四月所収「仮刑律の一考察」・三頁以下。

に、寺社裁判所、市政裁判所、民政裁判所として再編された。

(23) 同前書・一七六頁。

(24) 同前書・一九五頁。水野は、家臣が旧幕府勢力と内通しているとの嫌疑を受けて京に召喚され、後に林忠崇脱走の責任を問われた。

(25) 同前書・一九六頁。

(26) 同前書・二〇六頁。『山梨県史料』官員履歴一。『復古記』、『山梨県史料』ともに名倉への辞命を載せるが、そこには五月二二日付で「今般甲府町差配申付候間万端取締 天朝御新政之徳沢貫徹候様奮励可有之事 東海道副総督」とある。『復古記』はこの記事に「甲斐鎮撫府」の事績と記するが、「甲斐鎮撫府」が官制上成立していたかは判然としない。

(27) 前掲『山梨県史料』官員履歴一。

(28) 前掲『山梨県史』第一卷・二九五頁。

(29) 前掲手塚論文・六七頁、七六頁註四七参照。

(30) 前掲『山梨県史』第一卷・二六〇頁。

(31) 同前書・二六〇～一頁。

(32) 前掲『山梨県史料』官員履歴一。前掲『山梨県史』第一卷・二頁。

(33) 前掲『復古記』第一〇冊・三二〇～一頁。同記事によると四藩とは芸州、浜松、高島、松代の各藩である。このほか甲府には、高島、中津、掛川、加納、犬山の各藩が進駐していた(同書・三〇〇～二)。

(34) 前掲『山梨県史』第一卷・二六〇頁。

(35) 前掲『山梨県史料』官員履歴一。前掲『復古記』第一〇冊・三四二頁。復帰とは徳川家に戻ることである。

(36) 前掲『山梨県史料』官員履歴一。

(37) 前掲『復古記』第一〇冊・二〇六～七頁。

(38) 同前書・五二四頁。

(39) 前掲『山梨県史』第一卷・三〇二～四頁。

日は、明治六年一月一日以前は全て太陰太陽曆で表記する。

(4) 『山梨県史』第一卷・昭和三十三年二月・一頁以下。なお佐藤駿河守は城代に任命されておらず、小普請支配という身分のまま城代職を代行したとの説がある。この点につき、前掲手塚論文七四頁註一七参照。

(5) 『復古記』第九冊・昭和四年七月・二四六頁。

(6) 『復古記』第一一冊・昭和五年三月・二八九頁。

(7) 前掲『山梨県史』第一卷・一〇二頁。

(8) 前掲『復古記』第一一冊・二九二頁。

(9) 同前書・三〇二頁。前掲『山梨県史』第一卷・一九九〜二〇〇頁。

(10) 前掲『復古記』第一一冊・三三二頁。

(11) 『甲府略志』・大正七年一〇月(昭和四九年四月復刻)・一六六頁。

(12) 前掲『復古記』第九冊・三〇四頁。

(13) 同前書・三二六頁。

(14) 同前書・三四〇頁。柳原の甲府到着日に関しては異説がある。前掲手塚論文七五頁註二九参照。

(15) 前掲『山梨県史』第一卷・二五三〜七頁。

(16) 前掲『復古記』第九冊・三四一頁。

(17) 『復古記』第一〇冊・昭和四年九月・九頁。

(18) 前掲『復古記』第一〇冊・八三頁。本書簡は、柳原が甲府着の前日五月五日に、勝沼から甲府に送り、先触れとしたものである。

(19) 同前書・九五頁。望月直矢『峡中沿革史』・明治二年八月・五四頁は、この時を以て鎮撫府を置いた、とする。

(20) 前掲『復古記』第一〇冊・一一二頁。

(21) 同前書・一三八頁。

(22) 前掲『復古記』第一〇冊・一六五〜八頁。なおこの時、江戸の幕府で民政に係わった三奉行所は、新設された江戸鎮台の廳下

も進めることが出来れば、望外の喜びである。

手塚博士が退職された後、慶應義塾大学で法制史教室を率いた利光三津夫博士は、大学院生であった筆者にこんな話を聞かせて下さった。「自分が長く続けている律逸文研究は、調子の悪いときにこそやるものだ。調子が良ければ論文はいくらでも書ける。だが調子が悪いときは文章が浮かばないから、史料を読むことしか出来ない。だが読めば逸文探しになる」。

甲府の地で、戦災で失われた旧司法省図書館所蔵史料の断片を探すことは、筆者にとつての律逸文探しともいふべき目標である。このささやかな歩みが、大恩ある先生方への万分の一ほどの恩返しになることを念じつつ筆を擱く。

注

(1) 手塚豊『明治刑法史の研究(中)』・昭和六〇年六月・三頁以下。

(2) 明治七年一月一〇日、太政官第一四七号達に「国史編修ニ付維新以来地方施治沿革等左ノ例則ニ依リ叙記シ正院歴史課へ可差出此旨相達候事」(法令全書)明治七年・三六三頁)とあり、全国の使府県がそれぞれの歴史を取りまとめて政府に提出した。これが現在、内閣文庫に所蔵される『府県史料』であり、国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。山梨県では、県庁が保管していた、おそらくは提出本の副本を、昭和三十三年から『山梨県史』全八巻として公刊した。本稿では、府県史料版を『山梨県史料』、公刊本を『山梨県史』と表記し、必要に応じて両者を校合して引用し、両者に記載のある事項については便宜的に『山梨県史』の頁番号を記載することとする。

(3) 以下、本稿で用いる史料については、史料の体裁を含めて可能な限り原典のままとし、濁点、句読点も補わないが、使用される文字については、旧字、異体字、変体仮名、合字はそれぞれ現在一般に使われる漢字、仮名に改めた。なお本稿で用いる年月

との布達を發した。旧幕府法と独自の微修正を以て治安維持を図った明治初年はこうして終わりを告げたのである。山梨県史料に搭載された行刑記録を概観し、その意味するところを考えたが、本節を閉じるに当たり、もう一点だけ、この記録の意義を指摘しておきたい。明治二年以降、刑部省との伺指令を経た行刑事例が相当数存在するとは、既に各事案で言及したとおりであるが、これら刑部省との伺指令を伝える記録は、大変に貴重である。かかる往復記録は刑部省自身が編綴した史料、例えば山梨に関するものであれば「諸府口書」「諸県口書」と名付けられた簿冊が存在した。伺を發した機関と刑部省とが同旨伺指令を保管したはずであり、ゆえに『山梨県史』には、決して多い数とは言えないが、往復文書の体をなした史料を残すことが出来たのである。しかし刑部省がまとめたはずの簿冊は旧司法省図書館が保管、管理していたが、昭和二〇年七月六日未明、疎開先甲府で空襲に遭い、全てが烏有に歸した⁽⁸⁴⁾。そのため今日、甲斐の官衙と刑部省との伺指令は、山梨県史以外で目にすることはできないのである。

五 結びに代えて

本稿で依拠した『山梨県史料』は今日、国立公文書館が電子データを公開したことにより容易に閲覧できることとなった。それゆえ本稿において紙幅を割き翻刻することはしなかったが、例えば御定書、仮刑律が行われた時代がやがて統一法典たる新律綱領に変わっていく過程を、断片的とはいえ、たどる手掛かりと成りうることは明らかが出来たと考える。手塚博士が先鞭をつけられた『府県史料』を用いた維新时期山梨の法制史研究を、ほんの僅かで

件数も多く、地方と刑部省との伺指令、地方の手限吟味ともに円滑に処理が進んだ感がある。

①②は梟首で①は強盜致傷、②は殺人の罪科に対し、伺指令を経て執行された。続けて③は梟首に処された者五人の氏名のみを記す。④⑤⑥⑦は口書の整った罪案で、二月から七月の斬首執行事案である。⑥と⑦は宝貨偽造⁷⁹⁾の共犯で⑦の犯人は牢死したが、宝貨偽造は死体塩詰の対象ではない。⑧は一二月に斬首に処された一九名の氏名のみを記す。

⑨は、一二月二四日に絞首が執行された案件。押込強盜と窃盜の累犯で、甲府県は斬首を伺い出たが、刑部省が絞首を指令した。⑩は同日に絞首に処された者、四名の名を記す。近代の甲斐で公式な刑罰として絞首が実施されるのは、これが初めてであろう⁸⁰⁾。

⑪から⑭は流刑であり、⑭は三等流に処された者七人の名を記している。一月三日以降の事案のみが掲載されているが、それ以前に流罪が適用されたか否かは判然としない。そして三年の記録では、前年までの「流罪」「流〇年」に代わり、「一等流」から「三等流」という新律綱領の記載法が用いられている。刑部省が新律の運用を開始したものである⁸¹⁾。

⑮以下は徒刑が十八人、二月二八日に徒場役夫に処された者が一人ある。

明治三年一二月二七日、新律綱領が頒布され⁸²⁾、山梨県においては明治四年一月一四日、

今般新律綱領頒布ニ付自今右律ニ依夫々刑法ニ可処就テハ旧律ト輕重異同有之間疑惑無之様小前末々迄無洩可申達候此廻状村名下令受印刻附ヲ以早々順達廻尾ヨリ可相返者也⁸³⁾

表3. 明治三年

	処刑日	伺指令日	捕縛・断刑機関	指令機関	口書	罪名罰条	量刑	『山梨県史』 第二巻頁
①	3.5.12		甲府県	刑部省	あり	強盜致傷	梟首	98
②	3.5.12		甲府県	刑部省		謀殺	梟首	101
③	(7~8月)						梟首	101
④	3.2.13		甲府県	刑部省	あり	強盜	斬	102
⑤	3.5.9		甲府県	刑部省	あり	謀殺	斬	104
⑥	3.7.3	2.10.3入牢	甲府県	刑部省	あり	紙幣贋造	斬	108
⑦	3.7.3	3.4.12病死	甲府県	刑部省	あり	紙幣贋造	斬*	108
⑧	(11~12月)						斬	112
⑨	3.12.24			刑部省	あり	押込二度窃盗一度	絞	116
⑩	(12月)						絞	118
⑪	3.11.3.						三等流	119
⑫	3.11.13				あり	博奕	一等流	120
⑬	3.12.27					強盜	三等流	121
⑭	3.12.27						三等流	122
⑮	3.5.日欠		市川支庁	甲府本庁		博奕	徒二年半	122
⑯	3.5.日欠		市川支庁	甲府本庁		博奕	徒二年半	123
⑰	3.5.日欠					脱檻	徒二年	124
⑱	3.7.日欠		市川支庁	甲府本庁		強盜・博奕	徒二年半	125
⑲	3.8.日欠		市川支庁	甲府本庁	あり	博奕	徒二年半	126
⑳	3.9.28					博奕	徒刑**	128
㉑	3.9.日欠		市川支庁	甲府本庁		窃盜・博奕	徒二年半	128
㉒	3.9.日欠		市川支庁	甲府本庁		侵入盜	徒一年半	129
㉓	3.10.日欠		市川支庁	甲府本庁		窃盜	徒一年半	131
㉔	3.10.日欠		市川支庁	甲府本庁		窃盜	徒一年	132
㉕	3.閏10.日欠		市川支庁	甲府本庁		窃盜・博奕	徒二年半	133
㉖	3.11.日欠		市川支庁	甲府本庁		邪宗	徒一年半	134
㉗	3.11.日欠		市川支庁	甲府本庁		窃盜・博奕	徒二年半	135

表註 * 量刑は記載されているが処決前に病死。 ** 年限の記載はない。

ことを本庁に「具申」している。

⑩は一月二日、甲府県が強盗犯を「流七年」に処した記録で、一〇月中に甲府県から刑部省に「申讞」された案件である。甲府県は「流刑」を伺い、刑部省の指令で「流七年」と定まった。⑪も一月二日の処刑で、甲府県が強盗犯を流刑と伺い、刑部省が付札で「流七年」を指令したと考えられる。⑧⑨⑩⑪から、甲府県は二年一〇月まで、流については御定書の旧例に従い、年限を定めない絶対的不定期刑たる「流刑」を適用していたが、準則としての仮刑律を持つ刑部省は三等級の中で最も重い「流七年」を選択したことが分かる。甲府県は一〇月まで、流刑事案を、伺を経ずに処決していたものであろう。⁽¹⁷⁾

⑫から⑳は全て徒刑である。そのうち⑫は、甲府郡政局が五月二五日に恐喝未遂犯を処決したものが、郡政局は「軽追放相当」「徒二年」を伺い、甲斐府が「軽追放」より一等を減じて「徒一年半」を指令した、御定書の追放刑と仮刑律の徒刑との対応関係に言及した事案である。⑬は、流七年の囚徒二人が配発を待つ間集団脱獄が発生し、該囚二人のみが残留したために減刑を受けることとなった。その旨を刑部省に伺い出、徒三年の指令を受けたものである。⑭の他に徒刑について刑部省の司令を仰いだ事案は見当たらない。

明治二年分にはこれより軽い刑として「徒場役夫」五件、蟄居以下の軽科数件が掲載されている。そして「未決病死」の項に、実母殺しの案件⑯が搭載されている。口書や詳細な罪案は残されていないが、犯人は実母を殺して鎔死を偽装したもので、犯人が獄中で病死した後、甲府県は旧例に倣い死体を塩詰めにしたことを一月に刑部省に届け、一二月、死体を磔に処した。⁽¹⁸⁾

明治三年分には徒刑以上の事案が三〇件余、掲載されている。三年の行刑は処理件数が増えたのか掲載される案

巳九月 甲府県

刑部省⁽⁷⁾

とある。これは執行の報告であるが、「書面御差図」が擬律何と指令を指すか否かは判然としない。

九月一〇日に④⑤二件の斬首刑が執行された。死刑囚は名のみが記載され、罪状等は全く記載されていない。この二件の末尾に、③と同様の執行報告文言がある。

⑥は二月一三日に執行された斬首刑で、無宿人である犯人は賭博と賭博開帳で儲けた金員を奪われたため、奪った相手を殺害し、刀を用い捕方に手向かった、として斬に処された。甲府県発の罪案と口書が揃っている。

ところで前掲『山梨県史』第一巻には、本件以降、いくつかの資料の冒頭に「刑部省ニ申讞ス」との字句を加えている。④⑤までは「刑部省ニ具申ス」とあるから、「具申」は処刑届、「申讞」は擬律何との意に捉えて差し支えないものと考ええる。

これ以降は流刑事案である。⑦は甲府の修験者、僧、元勤番士の家族など七人が、甲府城の奪還を図った謀叛事⁽⁷⁶⁾件で、三月二九日処決だが、二月中に刑部省に「申讞」との字句が見える。なお刑部省の設置は二年七月八日であり、伺提出先は刑法官と考えられるが、刑法官への伺提出を示す史料は、県史中に全く存在しない。指令は首謀者以下六人に流七年、一人に流五年が言い渡された。

⑧は九月二五日付、石和支庁⁽⁷⁶⁾発本庁あて「具申」であり、「流刑」に処された囚人を東京に送ったことを届ける内容になっている。罪状等は一切記載されていない。⑨は一〇月（日欠）、市川支庁が強盗犯を「流刑」に処した

首斬首徒流貶謫禁錮等之二附スルニ未決ノ病死等ヲ以テス」ヲ次ツル左ノ如シ⁽⁷⁰⁾

と記載し、初期記録が明治五年の山梨裁判所開庁時に移管されたため、県には殆ど残らなかったことを説明している。従って事件総数等一切不明であり、統計的な評価は不可能である。かかる制約は存するものの、搭載された罪案には、興味深い事例も少なくない。徒刑以上の罪案は二〇件残されており、概要を紹介する。

①②の罪案は、姑を殺した男と兄を殺した男の二人が同日に「引廻之上獄門」に処されたものである。姑殺しについては詳細な断刑伺があるが、兄殺しについては単に殺害の事実を記すばかりで委細は不明である。両件は、前者が甲府郡政局管内、後者が石和郡政局管内という管轄を異にする地域の出来事であったために、同日の処刑に向けて手続書⁽⁷²⁾が作られた。行刑史の観点からも貴重な史料と言える。なお引廻については二年七月八日東京府問合に対する刑法官附紙に、「主人ニ為手負候者及ヒ古主ヲ殺ス者ハ梟首其余ハ新律頒行迄伺之通り但シ晒引廻シ鋸引ハ廃止候事⁽⁷³⁾」とある。この方針を统一的に伝える布令等は見当たらないが、死刑事案の伺に対して指令を発する中で、引廻が行われなくなったものと思われる。

次の罪案③は九月一二日に梟首が執行された事案である。甲府郡政局から甲斐府に処刑伺が出された強盜致傷事案で、犯人は甲府郡政局にも忍び込み、刀、衣類等を盗み、別の侵入盗では逃走の際、近所の住人に軽症を負わせた。罪案の末尾に、

右ノ者儀書面御差函ノ通去十二日申渡御仕置相済申候此段御届申候也

表2. 明治二年

	処刑日	伺指令日	捕縛・断 刑機関	指令機 関	口書	罪名罰条	量刑	『山梨県史』 第一巻頁
①	2.4.8		甲府郡政局	甲斐府		姑殺害	引廻之上獄門	544
②	2.4.8					兄殺害	引廻之上獄門	550
③	2.9.12		甲府郡政局	甲斐府		強盜致傷	梟首	550
④	2.9.10			刑部省 (具申)		不明	斬首	554
⑤	2.9.10			刑部省 (具申)		不明	斬首	554
⑥	2.12.13	2.10.日欠	甲府県	刑部省	あり	殺人・拒捕	斬	554
⑦	2.3.29	2.2.日欠	甲斐府	刑部省		謀反	流七年他	557
⑧	2.9.25		石和支庁	甲府本庁		不明	流刑	560
⑨	2.10.日欠		市川支庁	甲府本庁		強盜	流刑	561
⑩	2.12.12	2.10.日欠	甲府県	刑部省	あり	強盜	流七年	561
⑪	2.12.12		甲府県	刑部省		強盜	流七年	564
⑫	2.5.25		甲府郡政局	甲斐府		恐喝未遂	徒一年半	564
⑬	2.5.27		市川郡政局	甲斐府		大赦後賭博	徒二年	567
⑭	2.6.19		石和郡政局	甲斐府		賭博	徒二年半	567
⑮	2.7.4		石和郡政局	甲斐府		賭博	徒二年半	568
⑯	2.7.8		市川郡政局	甲斐府		賭博	徒二年半	568
⑰	2.8.13		甲府郡政局	甲府県		低品位銀貨 持ち込み	徒一年半	569
⑱	2.11.		市川支庁	甲府本庁		詐偽	徒二年半	574
⑲	2.11.		甲府県	刑部省		侵入盜	徒三年	576
⑳	2.12.		市川支庁	甲府本 庁		博奕	徒二年半	577
㉑	2.10.12病死	2.11日欠指令	甲府県	刑部省		実母殺し・ 自殺偽装	死骸塩 詰・磔	596

が不十分で治安維持の実効を上げられなかったか、史料が失われた等の理由で県史に載ることがなかったか、判然とし⁽⁶⁸⁾ない。

明治元年の「刑罰」は続けて、貶謫四人、除族二人を記し、次いで「徒流」という項で三件の記録が残されている。全て一〇月一七日、町差配から鎮撫府への伺で、「徒流」という耳慣れない刑罰の適用を伺っている。字義通り、徒刑以上流刑以下と考えられよう。

手塚博士は、町差配の伺中に「徒罪ニテハ軽キニ失シ流罪ニテハ当御時節柄御不都合」とあることを指摘された上で、「無期の拘禁刑」と推測⁽⁶⁹⁾されている。刑囚を長期間にわたり長距離を移動させ、最終的に他管に処遇を委ねる流刑が、内戦継続中の日本に「不都合」であることは疑いない。しかし筆者は、七月まで旧幕府の御定書を厳守していた甲斐の政府が、御定書に存しない徒刑を視野に入れた処遇を行った点にこそ着目する。この時点で、仮刑律は成立しており、仮に刑法官に伺いを立てれば仮刑律に準拠した指令を受け、その内容に触れることが可能である。しかし、甲斐国から刑法官への伺事例は見いだせないし、前述の行政官布達が発せられるまで半月以上ある一〇月一七日に、拘禁刑と考えられる刑罰を案出していたという事実が存するのみで、その元になった知見をどこから得たのか、これを詳らかに出来ないことを遺憾とする。

明治二年の「刑罰」には冒頭に、

本年刑罰ニ属スル件々簿冊ヲ検スルニ其罪案口供等ヲ具載スル者蓋シ鮮シ「明治五年山梨裁判所ヲ設ケラル、ニ際シ刑罰ニ関スル一切ノ帳簿ヲ交附セシヲ以テナリ」故ニ今唯現存帳簿ニ散見スル者ヲ挙ケテテ罪目「梟

③④は五月一日、甲斐に駐屯していた浜松藩が捕らえた強盗殺人犯に梟首、強盗その他の累犯者に打首が命ぜられた。これも、東海道副総督府の決定と考えられる。

六月一九日に三件の何が、甲府町差配名倉予何人から鎮撫府に呈せられた。⑤⑥はこの年五月に実施された大赦で一旦出獄した後、強盗を働き捕縛された者たちで、二人とも「引廻之上斬首」に処された。⑦は、江戸で寄場を脱走して甲斐に逃げ込んだ男が、自分の妻を殺害して自訴した案件で、量刑は斬首であった。この三件は全て、甲府町差配から鎮撫府に伺いを立て、指示を仰いでいる。ここに搭載された大赦後に極刑という事例が、明治初年の予防拘禁施設「教養院」設置構想の一因となった。⁽⁶⁷⁾

七月八日に三件の何が、やはり町差配から鎮撫府に提出された。⑧は大赦後の強盗で「梟首二処スヘキノ処罪一等ヲ減シ引廻シ之上斬首」を、⑨は強盗の累犯で「数度ノ強盗律ヲ犯シ殊ニ最初二百両以上ヲ奪取候始末是又梟首二処スヘキノ処寛典ニ從ヒ斬首申付度」と伺い、⑩は⑨の弟が、兄と共に謀して数度の強盗を働いたもので兄と「同罪ノ刑」との伺が出された。対する指令は、三人の名を列した後に、「右御処置之儀ニ付当律ヲ以相調当律ヨリ一
等寛刑ニ処シ可然哉之旨伺出有之処右ハ一等宥免ニ不及当律之通り梟首刎首ニ可処」との指令が下った。罪状を比較すれば、⑩の件が刎首、⑧と⑨が梟首であろう。

町差配から鎮撫府に伺を上げた六件について、鎮撫府から、より上位の政府機関に裁可を求めた記録はない。この時点では、柳原前光を長と仰ぐ東海道副総督府、後に鎮撫府が甲斐の施政権全般を握る構造であったと言えよう。柳原の政庁の下に、城下については町差配、在方は甲府、市川、石和の代官、後に府中、市川、石和知県事が民政、警察のことを担った。県史の記録には在方の犯罪処理案件が存しないが、事件がなかったとは考えにくく、警察力

表 1. 明治元年

	処刑日	伺指令日	捕縛・断 刑機関	指令機 関	口書	罪名	量刑	『山梨県史』 第一巻頁
①	1.3.14		甲府代官			ニセ官軍	梟首	80
②	1.5.11		沼津藩	東海道 副総督 府参謀		騙り	打首	81
③		5.11指令	浜松藩	東海道 副総督 府参謀		強盗殺人	梟首	82
④		5.11指令	浜松藩	東海道 副総督 府参謀		強盗・押 借	打首	82
⑤		6.19伺	町差配	鎮撫府		大赦後強 盗	引廻之 上斬首	83
⑥		6.19伺	町差配	鎮撫府		大赦後強 盗	引廻之 上斬首	84
⑦		6.19伺	町差配	鎮撫府	あり	寄 場 脱 走・殺人 自訴	斬首	85
⑧		7.8伺	町差配	鎮撫府	あり	大赦後強 盗数度	梟首	86
⑨		7.8伺	町差配	鎮撫府	あり	強盗数度	梟首	89
⑩		7.8伺	町差配	鎮撫府	あり	強盗数度	刎首	91
⑪		10.17伺	町差配	鎮撫府		盗み	徒流	95
⑫		10.17伺	町差配	鎮撫府		盗み	徒流	96
⑬		10.17伺	町差配	鎮撫府		盗み	徒流	97

四 県史所収の行刑事案再考

『山梨県史料』を含む『府県史料』が、明治初期の地方史研究に非常に重要な意味を持つことは多言を要しない。明治七年という時期、まだ維新が真新しい記憶として、あるいは現実として動いているときに始まった修史事業であるから、貴重な史料や記述は枚挙に遑ないが、しかし既に史料が散逸、逸失したため、不完全な記述に止まる部門も少なくない。筆者が検討対象に選んだ「刑賞」に含まれる「刑罰」の編も、貴重な史料の宝庫であると共に、史料が失われたことを知る手掛かりともなるのである。

前掲手塚論文では、「刑罰」に含まれる各史料から、明治元年以降三年までの処刑者数を算出され、犯罪処理にあたる治安機関の機能にまで言及された。⁽⁶⁴⁾今、本稿においては同じ史料から、博士が言及されなかった僅かな論点を抽出し、若干の知見を追加したいと考える。

以下、『山梨県史料』「政治部 刑」に収められた明治元年から同三年までの刑事司法・行刑記録を概観し、その大要を示す。便宜的に、各年の徒刑以上の事例について掲載順に○数字を付し、要点と『山梨県史』の掲載頁を表して示す。

まず明治元年は、徒刑以上の刑に処した案件が一二件、記録されている。その内容を簡単に紹介すると、①三月一日と②五月一日、維新の混乱期に生じた「ニセ官軍」と官軍を騙る詐欺事件の主犯らが「梟首」「打首」に処されたが、上位機関への伺、照会等の記録が一切なく、東海道副総督府が単独で処決したものと考えられる。

久保島豪蔵

《刑律ノ儀云々ヨリ窃盜百兩以下罪不至死ニ至ル迄ハ旧冬ノ御布令其余管徒流死四刑各三等云々ハ昨夏中仮ノ刑律御布令ニ相成候事故矢張旧冬ノ御布令通大抵旧幕府へ御委任ノ通りノ刑律ニ仍ル方可然尤朝廷御多端ノ折柄東西両京ノ御布令齟齬ノ分モ有之二付追々東京へ可相伺夫迄ノ処先々附紙ノ通取極候事

四月

手塚博士も指摘されているように、この稟議は、「故幕府へ御委任ノ刑律」である御定書に、おそらくは甲斐の实情に照準した修正を加えようとしたものである。稟議を提起した郡政局と市政掛は、御定書は勿論のこと、公表された形跡のない仮刑律、前述の一月一三日達の内容も知った上で、稟議を起している点は注目に値する。一月一三日の時点で仮刑律には重要な修正、例えば律本来の「五刑」を肥後藩御刑法草書に倣い「四刑」に作り、また当初、各刑種に古来の律に倣った詳細な区分を設けていたところ、一月までに「四刑各三等」に簡略化された。そしてこの稟議に対して回答を与えた甲斐府には、この年の二月、刑法官判事から転じた土肥謙蔵が判事を務めている。甲斐府の指令は、死刑を二等、徒刑を五等とするが、これは修正前の仮刑律に依るものである。これは些かの不自然さを感じる点であるが、「旧冬ノ御布令」、つまり公式に発令された一〇月晦日の行政官布達を基礎として、旧幕府御定書に準拠し、布達の解釈内で刑事司法を展開することが表明された、と見ることが出来る。この稟議の後、賭博犯に関する何が立て続けに郡政局から示され、賭博の流行が深刻な状況であったことを窺わせる⁽⁶³⁾。こうした立法に準じた施策は、新律綱領の頒布により、地方毎の独自の解釈の余地がなくなるまで存した。

度候

《旧ニ仍梟首斬首ノ二条ニ候事》

一 流刑ノ儀ハ七年五年三年ト三等ニ御定相成候哉ノ趣ニ付前々遠島申付来候程ノ者其輕重ニ寄夫々ノ見込ヲ附相伺可申哉

《流刑ハ蝦夷地ノ御制度相立候迄流刑ノ分牢内可差置年限ノ儀ハ追テ可相違候事》

一 徒刑之儀ハ二年一年半一年ト是亦三等ニ御定相成候哉ノ趣ニ付前々重中輕追放江戸扨所扨等申付来候程ノ者其罪ノ輕重ニ寄夫々見込ヲ附相伺可申哉

《二年一年半二年二年半三年ノ五等ト仮取極候事》

一 前々追放刑以上ハ夫々段階ヲ附闕所申付来候処右刑御廢止相成候上ハ流罪以上闕所ノ見込ヲ以取調可申哉
《流刑ハ勿論徒刑ノ分モ等級ヲ立闕所可申付事》

右ハ新律ノ儀未タ御達相成不申候処前書ニモ申上候通御決定相成候ヲ不弁候テハ見込違等出来不都合ヲ生シ可申ニ付可相成御儀ニ御座候ハ、新律御決定相成候丈ケハ其時々御達御座候様仕度差向前ケ条ノ儀ハ知臈事局其外ノ振合略承候次第ニ御座候ニ付申上候儀ニ御座候間廉限御差図被下候様仕度依之奉伺候以上

巳四月

赤松孫太郎

成澤勘左衛門

石田守人

《右同断》

強姦

《旧幕府ニテ強淫ハ有夫ノ女無夫ノ女トノ差別ナク死罪ニ処シ候様承リ居候此等モ追々御改正可相成先夫迄ハ

仍旧候事》

右ノ類ハ死刑以上ノ見込ヲ以取調可申哉

窃盜五十兩以上百兩以下 徒刑

同二十兩以上五十兩以下

答百

同壹兩以上二十兩以下

同五十

同一兩以下並欲盜未得盜者 同二十

管刑ハ旧幕律ニ仍百敲五拾敲兩數ニ限候ニ付一兩以下ノ窃盜無余儀五拾敲ノ事

右百兩以下窃盜ハ書面ノ見込ヲ以取調可申哉且旧幕中ハメリヲ固辞明又ハ家藏ヲ破惣テ平生出入不致場所ヨリ忍入盜致候者ノ類ハ金錢雜物多少ノ無差別死刑ニ処シ候儀ニハ候へ共以來ハメリヲ固辞明候様ノ類ニテモ其情実得卜札明ノ上全一旦ノ心得違ヨリ仕成候儀ニテ白刃ヲ携押入強盜致シ候類トハ格別品輕類ハ矢張前書同等ノ当リヲ以取調可申哉

《戸メリヲ固辞明ケ候テモ強盜ニ無之分ハ贓數百兩以下ハ不至死候事》

一 死刑ノ儀ハ梟首刎首絞首ト三等二分ケ絞首ハ至秋季一時ニ可刑旨ノ新律被為立候趣ニ付右ハ刎首ヨリ品輕流刑ヨリ格別重程ノ罪状有之モノ絞首ノ見込ヲ以取調可申哉且絞首御仕置仕形ノ儀兼テ為心得御達御座候様仕

君父ヲ弑スル者

《二日晒一日引廻シ磔》

同為手負候者

《晒ノ上磔》

君父ニ次候目上者ヲ及殺害候者

《引廻シ獄門》

同為手負候者

《引廻シ死罪》

火附

《引廻シ獄門》

強盗人ヲ殺候者

《右同断》

喧嘩等ニテ人ヲ殺候者

《其情実ニ因リ刑罰異同可有之事》

強盗

《斬首》

百兩以上窃盗

この文書は、先の行政官布達から二週間も経たずに発せられたものだが、発令者も宛先も記載がない。内容は、行政官布達の内容と重なる部分（死刑は奏裁を経ること、磔は君父殺しに限ること）と、仮刑律と一致する部分（管徒流死の「四刑」を各三等に分けることなど）、そして類書に先例を見いだせない、この達にのみ見える記述（絞首ハ至秋季一時二刑之自然御大礼等ニテ赦令有之候ハ、可被免之事）からなる。「於盜賊ハ流罪除之」条の但書に「其府ニ於テ即決追テ奏聞之事」とあることから、いづこかの「府」に対して発せられた指令と考えることもできよう。

全国的な刑事司法整備の動きに対して、いくつかの府藩県において、従来の法制と新政府の指示を元に、独自の立法を行う動きが見られた。⁶⁰ 甲斐においては、明治二年四月、三部郡政局と市政局の連名で甲斐府に対し、いくつかの罪種につき、処置方を伺出た。

三部郡政局及ヒ市政局連署刑律ノ稟議ニ曰

刑法ノ儀ハ新律御布令迄ハ故幕府へ御委任ノ刑律ニ仍其中磔刑ハ君父ヲ弑スル大逆ニ限り其他重罪及ヒ焚刑ヲ梟首ニ換追放所払ハ徒刑ニ換流刑ハ蝦夷地ニ限り尤彼地御制度相立候迄ハ先ツ旧ニ仍取計可申且竊盜百両以下罪不至死ニ様略御決定相成候趣ニ付私共所部市在ノ内犯罪ノ者有之節ハ其情実篤ト糺明ノ上旧例ヲモ取調相伺夫々御仕置申付候儀ニテ刑律ノ儀ハ生死ノ所關係牧民職務中最心力ヲ尽シ候儀ニ御座候処追々新律被為立候趣ニ伝承然ル上ハ右ヲ不心得候テハ自然不都合モ生シ可申尤逸々伺ノ上取計候付些末ノ儀ハ兎ニ角其大概ハ何レニモ弁居不申候テハ取調候ニモ見込相立兼候ニ付左ニ奉伺候

同一両以上

答五十

同一両以下

答二十

欲盜未得盜者亦同

其除之犯罪右ニ可準知事

一 死罪之儀ハ經奏裁候而可刑事

一 於盜賊ハ流罪除之

但梟刑之内姑モ難閣事情有之者ハ其府ニ於テ即決追テ奏聞之事

一 火刑ハ永廢止之事

一 殺君父ノ大逆罪ハ臨期勅裁之上可処磔刑事

其他磔罪廢止之

一 絞首ハ至秋季一時ニ刑之自然御大札等ニテ赦令有之候ハ、可被免之事

一 官人并諸藩士等之刑科ハ「刎首自裁」流禁錮「已下輕科略之」之事

死 梟首 刎首 絞首

流 七年 五年 三年

徒 二年 一年半 一年

答 百 五十 二十⁽⁵⁹⁾

よく知られている。手塚博士の考証によれば、同法は、東洋法系刑法典に属し、肥後藩御刑法草書を引用書目の一つとして編纂された。江戸期、刑法に関しては秘密法典主義が一般であり、肥後の藩法を援用しうるのは肥後人に限られる。従って仮刑律は、肥後の世子細川護久が輔を務めた刑法事務局において、同藩出身者が関与して編まれたものである。そして同法は、一般に布告されることはなく、慶応四年閏四月二日に設置された刑法官において、内部準則として用いられることとなる。刑法官、言い換えれば新政府の司法権が及ぶのは、旧幕府直轄領に限られ、甲斐においても同法が用いられたと考えられる。

もう一つ、慶應から改元した明治元年一月二三日付で、新政府の、これまた大掴みな量刑基準が残されている。

達元年十一月十三日

新律御治定迄別紙四刑各三等ヲ以テ仮ニ輕重ヲ配当致シ当節左之通処置イタシ候事

火附

梟首

強盜、人ヲ殺ス者

強盜

百兩以上竊盜

刎首

強姦

竊盜五十兩以上

徒罪

同二十兩以上

答百

一流刑ハ蝦夷地ニ限り候得共彼地御制度相立候迄ハ先奮ニ仍り取計置可申事

一 徒刑ハ土地之便宜ニヨリ各制ヲ可立事ニ付府藩県共其見込ニ從ヒ当分取計置可申追々御布令可被為在事

右之通被 仰出候条 御旨趣堅相守猶不決之廉有之候ハ、刑法官へ可伺出候事⁵⁷⁾

ここで述べられていることは、「新律」を編纂する方針の下に、暫定的に旧幕府時代の刑法を用い、極刑である磔は主君殺し親殺しという逆罪に限定し、江戸時代には磔であった他の重罪、焚刑であった放火は磔に次ぐ梟首とし、追放所払を徒刑に、流刑は蝦夷地のみを配流地に、財産犯は被害額百両以下の場合死刑にしない、という、甚だ大掴みなものであった。酸鼻を極めたであろう磔の対象となる罪を限定し、犯罪者を他所に移すのみの追放刑を、江戸期には一般的ではなかった拘禁刑に、幕府の御定書では一〇両以上で死罪となった盗犯の被害額を百両に引き上げたことで「寛刑化」という方針を見せ、民衆の帰順を促進しようとしたものであろう。流刑は幕府、各大名家が多用した、死に準ずる重刑だが、流刑地を蝦夷地に限定するのは、新政府の統治機構が未成であり、従来島嶼部などに配流することが現実的に困難な場合も考えられるためと思われる。そして、死刑は勅裁を要するものとし、全国の府藩県から刑法官に伺い出ることを義務づけた。幕府領においては將軍が、大名領においては大名が保持、行使し来たった刑罰権を、新政府が収容することを宣したものである。

但し、流刑については先旧によること、徒刑は土地の便宜によることが付記され、未定の事項は刑法官への伺を命じた。

これに先立ち、刑法官の前身である刑法律務科、刑法律務局において、「仮刑律」なる法典が編纂されたことは

召之諸侯上京之上規則被相立候得共夫迄之処ハ是迄之通り可心得候事

と指令した。⁽⁵⁶⁾新政府は政権を獲得したとは言え、短時日に新たな国家体制を描くことはできず、旧体制をそのまま利用する以外になかったのである。刑事司法に関しては、大名領は旧来のまま、それぞれの制度が動くが、直轄領に関しては、徳川家が実効支配力を失っていくことに伴い、幾分かの変化を余儀なくされることとなった。

前章に述べた如く、甲斐は、江戸の指揮下にあつたわけだが、新政府の勢力が東に延びるに従い、上位の組織機構に数次の変遷を見た。しかし実務機関に関しては、些かの混乱はあつたものの、前代の体制がほぼ存続したものと考えられ、用いられる法条もまた、前代すなわち徳川時代の法規が基本であつたと思われる。

右の慶応三年一〇月の指令に次いで新政府が発した刑事司法に関する政策は、翌明治元年一〇月晦日の行政官布達であり、ここで初めて、幕府という前政権を打ち倒した新政府が、国家統治の枢要である刑法に関する方針を示した。

王政復古凡百之事追々御改正ニ相成就中刑律ハ兆民生死之所係速ニ御釐正可被為在之処春來兵馬倥傯国事多端末夕釐正ニ暇アラス依之新律御布令迄ハ故幕府へ御委任之刑律ニ仍リ其中磔刑ハ君父ヲ弑ル大逆ニ限リ其他重罪及焚刑ハ梟首ニ換へ追放所払ハ徒刑ニ換へ流刑ハ蝦夷地ニ限リ且竊盜百両以下罪不至死候様略御決定ニ相成候尤死刑ハ 勅裁ヲ經候条府藩県共刑法官へ可伺出且総テ粗忽之刑罪有之間敷事

維新以後、こうした風儀の甲斐で、どのような施策をもって治安を維持し、犯罪を抑止せんとしたのか、残念ながら殆ど史料を得ることができない。また単行の法度の類を除き、当時運用された法規を伝える史料も遺憾ながら見いだし得ない。甲斐は、幕府直轄領となつて以来、民政は江戸の勘定奉行支配に属する代官が担つたため、何らかの事件に際して適用される法条は、幕府の御料法かそれに類似したものであつたことは疑いない。とはいえ、江戸の指令を受けたであろう重罪犯への処遇と、手限仕置を行つたであろう軽罪犯、特に後者に関する法規は、全くの不明と言つて良い。

かかる史料状況ではあるが、わずかに当時の司法の一端を窺い知る手掛かりとなるのは、前章でも度々参照した『山梨県史料』、『山梨県史』である。同史料の「刑罰」の簿冊は、個々の犯罪処理に際して録取された口書、伺書、指令等を転記、または要約載録したものと考えられ、口書等の原本を見いだし得ない現状においては、正に唯一の史料である。以下、本章と次章において、この史料を元に、明治初期甲斐の刑事司法、特に法規と適用事例について若干の考察を試みる。

維新の始め、慶応三年一〇月に大政の奉還を上表した徳川慶喜は、その直後の一〇月一日、国政全般にわたる八項目の伺を提出した。その中に、

刑法之儀ハ召之諸侯上京之上御取極メ可相成ト存候得共夫迄ノ処ハ仕来通ニテ宜候哉

との文言があり、新政府は二二日、

手塚博士も指摘されるように、鎮撫府も甲府城下を中心に民政への関与を一定程度保持し、十月には市政局を設置して警察、裁判などのことを管掌した。⁽⁴⁶⁾

十一月五日、新政府は鎮撫使を廃し、代わって甲斐府を設置し滋野井公壽を知事に任ずる旨、下達した。⁽⁴⁷⁾ 本州における旧幕府勢力との軍事的衝突が終結し、新政府が漸く民政の安定にむけて動き出したのである。甲斐府は十一月十二日開庁、旧三部県は郡政局と改め、知県事三人は甲斐府権判府事補郡政局管長に補された。⁽⁴⁸⁾ 滋野井知事以下、重役は、鎮撫府参謀林玖十郎が判事補、参謀助役伏谷又左衛門が権判事となった。他に清岡公張が権判事を命ぜられていた。⁽⁴⁹⁾ 林は十二月二日罷免され、⁽⁵⁰⁾ 明治二年二月三日、鳥取藩士土肥謙蔵が、刑法官判事から甲斐府判事に転じた。⁽⁵¹⁾

その後、二年七月二八日甲斐府は甲府県と改まり、滋野井知事の下、土肥謙蔵が権知事、赤松孫太郎が権大参事となった。⁽⁵²⁾ この時三部郡政局も廃止となり、谷村支庁が置かれた。⁽⁵³⁾ 明治三年五月には、旧田安領百三ヶ村が甲府県の管轄となり、甲斐国全域がひとつの行政単位となった。⁽⁵⁴⁾

三 法制の変遷

甲斐は維新以前から治安の良くない土地柄であったという。甲斐国御岳山神主内藤讚岐が慶応四年五月に新政府に提出した文書には、「傍若無人之風儀」、「六十余州比類有之間敷無道之国風」とあり、「争訟訴訟」が多く、博奕を好み家財を失い、喧嘩、強盗、殺人に至る凶悪犯罪も多いなど、散々な書かれようである。⁽⁵⁵⁾

境二出沒」の文言からは、甲斐の四囲の山々に盗賊が現れ、街道の安全が損なわれていることがわかる。多数の兵が駐屯する市街と山間部では、治安状況にも大きな差があったものと思われる。

『山梨県史』によると、五月二〇日、「武田氏浪人」五九名を「銃隊」に編成し、松代藩に訓練を命じた。この銃隊は六月二四日、「護国隊」と改称された⁽³⁹⁾。先の史料に見える護国隊とはこれである。こうした部隊が、甲斐一円の警備、治安維持活動の主力となっていく。

七月一七日、新政府は江戸を東京と改称し、鎮将府を置いて駿河以東一三国を管理させ、鎮将には三條実美を任命した⁽⁴⁰⁾。甲斐も鎮将府の指揮下に入り、八月二日、甲斐の三代官は知県事と改められることとなった⁽⁴¹⁾。柳原は、八月五日、赤松、成澤、石田とその属僚をそのまま知県事以下に任命しよう上申し、九月四日、赤松を甲州府中知県事、成澤を市川知県事、石田を石和知県事に任ずることが発せられた⁽⁴²⁾。九月一七日、鎮撫府から三県に宛て、

今般三分知県事被 仰付候ニ付、以来民政之儀ハ、知県事ヨリ 鎮将府会計局へ、同事等可差出候事、

一 民政之儀ニ付、御達事モ以来会計局ヨリ、直ニ知県事ニ御達ニ相成候事、

一 三分支配所中、非常事変等之儀ハ、当府へモ届可有之候事⁽⁴³⁾。

との指示がなされた。鎮将府会計局は旧幕府勘定奉行所を模したものと考えられ、支配の系統が旧に復したと見ることも可能であるが、鎮撫府を民政から完全に切り離し、軍務のみに専念させ得るほど、甲斐の行政は成熟してはいない。翌一八日、鎮撫府に宛て、「其国内知県事之儀自今可為鎮将府支配旨御沙汰候事」との示達があったが⁽⁴⁴⁾、

との達が掲載されている。川普請は甲府盆地経営の重要施策であり、鎮撫府が民政に意を用い始めたことがわかる。六月八日、甲府代官中山誠一郎の「復帰願」を許して解任し、後任に浜松藩士赤松孫太郎を任命した。⁽³⁵⁾ 次いで同月二二日、市川代官増田安兵衛、石和代官柴田桂次郎は「前後表裏心志不決定甚不都合」とされ代官を罷免され、後任に松代藩士成澤勘左衛門、小嶋藩士石田守人が任ぜられた。増田、柴田は、徳川家帰参か新政府に残るかの判断に悩んだものと思われる。両名は代官を免ぜられた後、「格別寛大之以御趣意」「護衛砲隊勤仕」を仰せ付けられた。この強硬な人事は、進退を決しかねる旧幕臣たちに、決断を迫る目的があったものと推測される。⁽³⁶⁾

このように五月二二日から一月で、甲斐の民政に関わる城下と三ヶ所の代官支配地全てで責任者の交代があったことになる。行政の停滞や混乱が懸念される大規模な人事だが、例えば名倉の任命に際しては、組下の実務官僚九人全員が留任しており、人心一新と実務の継続を両立すべく工夫された人事であったと考えられよう。

これと前後して『復古記』によると、六月七日、

甲斐鎮撫府、旧幕府千人同心ニ令シテ、徳川氏ノ封土既ニ定ルヲ以テ、速ニ其去就ヲ決セシム、是日其帰順者六十二人ヲ以テ府兵ト為シ、護境隊ト称シ、仍八王子駅ニ屯戍セシメ、其徳川氏隸従、及ヒ帰農ヲ請フ者ハ、之ヲ聴ス、又盜賊四境ニ出没スルヲ以テ、浜松藩及ヒ護国隊ニ令シテ、之ヲ鎮セシム。⁽³⁸⁾

として、かつての千人同心のうち帰順者を「護境隊」に編成し、甲府盆地の東を押さえる陣を敷いた。「盜賊四

また、

此度当府城代被差免候ニ付国政諸事 鎮撫府ニテ被取行候間此旨各支配所中へ布告可有之候事

六月朔日

鎮撫府 参謀

中山誠一郎殿

増田安兵衛殿

柴田桂次郎殿

町差配へ⁽³⁰⁾

との辞令から、城代の下に置かれた三代官を鎮撫府が直接指揮することが判明する。この日に定められた鎮撫府職制では、鎮撫使柳原に次ぐ職として「参謀 一員」「同助 二員」以下の職員が置かれ、⁽³¹⁾参謀に宇和島藩士林玖十郎、参謀助役に浜松藩士伏谷又左衛門、長州藩士村田宇一郎が任命された。⁽³²⁾復古記は六月二日の記事に、「甲斐鎮撫柳原前光、牙宮ヲ甲府城ニ移シ、安芸、松代以下四藩兵ヲ分テ本城ヲ警守ス。」と記す。⁽³³⁾また右の辞令に次いで、⁽³⁴⁾県史には、三代官に宛て、

此度川々普請差配役浜松藩屋代佐一兵衛へ被仰付候間御普請向ノ儀ハ其筋へ願出候様各ヨリ支配所中へ布告可有之候事⁽³⁴⁾

と見え、約四〇〇人の旧勤番士を新政府に帰順するものと徳川に忠節を誓うものとに峻別し、旗幟鮮明ならざるものを捕縛するという、強引な手段を採った。帰順したものには朝臣の身分を与えて「護衛隊」に編成し、以後、甲斐国内の警備に任ずることになる。この策により、城下の反新政府勢力をほぼ一掃し得たことは、以後の施策に大いに利益となった。

五月二一日、柳原は東海道先鋒副総督を免ぜられた。京都から東進した東海道、東山道、北陸道各先鋒総督は廃され、柳原は大総督府参謀に転じた。⁽²²⁾しかし甲州鎮撫に関しては任を解かれることはなく、二八日に至り「大総督府参謀ニテ甲州鎮撫御出張ノ事」とされた。⁽²³⁾同じ二一日、水野城代は、国許沼津藩が身柄を拘束していた請西藩主林忠崇の一隊が脱走したことの責を問われ、任を解かれて程なく帰国した。⁽²⁴⁾水野の後任には真田信濃守幸民が任命されたが沙汰書の不着を理由に赴任せず、六月二九日に至って任を解かれた。⁽²⁵⁾

五月二二日、甲府代官中山誠一郎は、甲府町奉行の兼務を解かれた。後任は、浜松藩の名倉予何人で、奉行職を町差配と改めての任命であった。⁽²⁶⁾

次いで、『山梨県史料』には「六月朔鎮撫府」との記述が見え、また、「六月朔日始テ護衛隊差配ヲ置ク〔是ヨリ先城代水野出羽守其職ヲ免セラレ後任ノ命未タ下ラス鎮撫府庁ヲ開キ国政ヲ処決ス因テ此命アリ（原文は割註・以下同じ）」として、「六月朔日」、肥後藩藤本学之助、伊州藩藤井兵三郎を「護衛砲隊護衛隊差配役」に任命する、「鎮撫府参謀」発の辞令が見える。⁽²⁸⁾しかし明確に「鎮撫府」を開く旨の記事は見られない。手塚博士は、甲斐鎮撫府の成立を六月一日とする。⁽²⁹⁾

を再び甲府に送った。

甲州之儀ハ東海、東山、両道之要地ニ付、自然賊徒襲入及紛擾候テハ不容易候故、明日入府一國鎮圧政務決裁可致間、闔境不洩可有通達者也。

五月五日

東海道副総督

水野出羽守殿⁽¹⁸⁾

ここに見える「一國鎮圧政務決裁」という文言から、柳原が甲斐の治安確保から行政全般に渡る権限を付与されるの入国と解釈して差し支えあるまい。翌六日、柳原は甲府に駐屯する掛川、沼津、中津各藩兵の出迎えを受け、甲府一蓮寺を牙営とした。⁽¹⁹⁾ 柳原は直ちに行動を開始し、八日には、出迎えた三藩の他、甲府を守備する松代、高島、高遠の諸藩の兵士、役夫合わせて総数九五五人を擁する旨、水野城代から報告を受けた。⁽²⁰⁾ 更に同日、『復古記』には、

先鋒副総督、旧甲府勤番ニ諭シ、徳川氏ヲ存録セシヲ以テ、速ニ其去就ヲ決セシム、是日、其帰順者百三十八人ヲ朝臣ニ列シ、護衛隊ト称シ、甲府城代ニ隸シ、本地ヲ警守セシメ、其徳川氏ニ隸従センコトヲ請フ者、二百七十八人ハ之ヲ聴ス、又其形跡疑フヘキ者十八人ヲ捕ヘ、沼津藩及ヒ甲府町奉行ニ付シテ、之ヲ保管セシム。⁽²¹⁾

軍の来甲を迎えた。⁽⁴⁾

慶応四年二月二十八日、東海道先鋒総督橋本実梁は沼津藩主水野出羽守忠敬を甲府城代に任命し、三月四日、東海道先鋒の土佐藩兵らが甲府に入ると、旧幕府側の責任者たる佐藤駿河守は多数の勤番士を率い、城を出て退散し、東山道軍参謀板垣退助、軍監西尾遠江介は、甲府代官中山誠一郎を仮に甲府町奉行に任命した。⁽⁸⁾ 徳川幕府が誇る天嶮甲斐は、無血のまま新政府に国を明け渡したのである。わずかに遅れて甲斐に入った新選組近藤勇率いる一軍が、新政府軍と衝突して敗退するのは、三月六日のことであつた。⁽⁹⁾

東山道軍は間もなく江戸に去り、⁽¹⁰⁾ 次いで甲斐に入ったのは東海道軍である。三月一二日、東海道副総督参謀海江田武次は甲府に着き、王政維新の大詔を告知した。⁽¹¹⁾ 翌日には先に任命された水野城代が到着し、⁽¹²⁾ 新たな体制作りは緒に就いたが、海江田が甲斐の情勢を「不穩」と東海道軍に報告したことを受け、副総督柳原前光を甲府に派遣することとした。⁽¹³⁾ 三月二三日、甲府に入った柳原は、⁽¹⁴⁾ 旧制をほぼ引き継ぐ形で、水野城代を筆頭とする暫定の職制を定めた。⁽¹⁵⁾ 城代以下の主な役職としては、勤番士四〇〇名を束ねる組頭、奉行数名、甲府城下の民政を司る町奉行、町奉行の下で民政一般を負担する世襲の町年寄、旧勘定奉行支配で民政を司つた甲府、市川、石和の各代官と石和代官の谷村支庁などが上げられる。代官が城代の指揮下に置かれたことは、前代とは異なる。

水野城代は、帰順を約した元幕臣たちを受け入れ、従前の役職を与える方策を採り、⁽¹⁶⁾ 組織的離反を防ぎつつ、行政機能の維持を図つた。この施策そのものは甲斐の行政を安定的に稼働させるために有効であつたと評価できるが、周辺状況は決して予断を許さなかつた。このころ信州方面の鎮撫に当たつた尾張徳川慶勝の参謀、成瀬隼人正らが地勢、治安などの要因を挙げ、「甲府鎮撫」を二度にわたつて建言している。⁽¹⁷⁾ こうした情勢に、新政府は柳原前光

所が支配した領域が、県庁や支庁の管轄に入り、判例法や地域の慣習法が全国統一の成文法へと変わるこの時代に、地方都市で何を考え、何が行われたのかを調べ、明らかにすることは、法制史、地方史の両面から価値のあることである。

近代初頭の山梨における法制面の研究は、手塚豊博士の「明治初期の甲斐における刑事法と行刑」⁽¹⁾（以下手塚論文とも称する）を嚆矢とし、かつ、これが唯一のものと言っても過言ではない。手塚博士は、甲斐に残る史料等を丹念に調べ、それらに加えて昭和三三年から刊行が始まった『山梨県史』⁽²⁾を駆使し、維新から明治三年までの期間に現れた機構、制度の変遷、他県に例を見ない施策への試みなどを幅広く紹介された。手塚論文は、発表後六〇年を経ても、些かもその価値を失ってはいない。

筆者も、明治時代の刑事法に関心を持つ研究者の一人として、手塚論文に学ぶところは甚だ多く、本稿も同論文に全面的に依拠して論を進める。そして博士の指摘されなかった幾許かの論点を抽出し、明治初期の甲斐において実施された刑事司法につき、若干の考察を試みたいと考える。⁽³⁾

二 統治機構の変遷

まず考察の前提となる、明治初期の甲斐の統治機構を概観しよう。

大政奉還後の甲斐は、勤番支配設置後長く続いた体制を一部変更しつつも、甲府城代・佐藤駿河守、甲府町奉行・若菜三男三郎、甲府代官・中山誠一郎、市川代官・増田安兵衛、石和代官・柴田桂次郎の陣容で慶応四年、西

明治初期甲斐の刑事司法について

原 禎 嗣

1 明治初期甲斐の刑事司法について

一 序に代えて

二 統治機構の変遷

三 法制の変遷

四 県史所収の行刑事案再考

五 結びに代えて

一 序に代えて

明治維新は、前近代の幕府独裁を打ち破り、少なくとも、封建的主従関係を根幹とする統治システムを「近代的」なものへと作り替える重要な転機であった。こうした変化は二〇年余を要してゆっくり進んだが、主要な舞台となった大都市の変化は様々に記録されているのに比し、地方都市の、特に甲斐の府中、甲府とその周辺においては、史料の収集もその分析検討も、十分に進んでいるとは言いがたい。治安や法制面に限っても、奉行所、代官